

厚生労働科学研究費補助金
子ども家庭総合研究事業

就学前の保育・教育を一体とした
総合施設のサービスの質に関する研究

平成18年度 総括研究報告書

主任研究者 増田 まゆみ

平成19（2007）年3月

認定こども園に關わる評価論

目白大学 学術顧問

社会福祉法人嬉泉 常務理事 石井 哲夫

教育界における「ゆとり派」と「教科派」がいることは周知のことであるが、これが幼児期まで降りてきて教育論を展開することに端的には繋がってこない。どちらかというと、保育所は「ゆとり派」、幼稚園は、「教科派」等と思われ、幼保一元化に関する思いが入り乱れている。

まず、嘗ての理想的幼児教育者達は、幼保一体化を唱えていた。それは、同じ子どもに格差が出来る可能性を防ぐ意味で、幼稚園と保育所の区分けをしないようにという考えであった。言うまでもなく我が国の幼稚園と保育所は、階層的な差別状況の中で創設されてきた。幼稚園教育の特性として「保育所の託児とは異なる」と私の眼前で明言した人もいた。事実この認定こども園制度の発端は、幼稚園の経営難と、地方の過疎地域における幼保施設の効率化などが背景にあった。おそらく長年にわたる幼保の二元化は、それなりの根拠があつたので、大局的に行政区画を変えることが出来ればともかくとして、それぞれが依って立つ基盤を固持している以上は、当面、一元化は不可能である。認定こども園制度が発足したが、まだその見通しが立たない。行政の方から当面は1000 カ園が目標となるという声が聞こえてきている。幼稚園と認可保育所を併せて5~6万カ園という現状から見ると、その道は遠いが、まずはその一つの意義として、幼稚園の保育所化の道が開けた意味で、歓迎すべきことと考えている。こういう言い方をすると幼稚園関係者から誤解を受けることになりやすいのでよく説明をしておきたい。このことは逆にも言えることで、保育所の幼稚園化の道も開けたわけである。いずれにせよ歓迎すべきことは、保育に欠ける子どもが増えてきたことであって、保育所が増えたとしてもそこに幼稚園と比べて、教科派からの批判に応える保育所における教育論を確立しておかなければならぬ。つまり、一方において、家庭養育の不足を補う社会的養育(保育)の必要性が増化の一途にあるにも拘わらず、幼稚園も保育所も双方とも、このような事態に対しての共通理念が現れてこないということが国民からも問題とされるに違いない。たしかに保育所もゆとり派教育という見方に対して応答していないし、幼稚園も教科派教育という点に関して反論していない。とすれば、少數ながら、認定こども園こそ具体的な経験をふまえた幼保それぞれの教育観を示すことが出来るかと思っている。それ故に、今我々が行っている認定こども園の自己評価項目にそのような自己認知を求める項目が織り込んであると思

っている。昨年のこの研究の序文で、以下のことを結びに書いた。

「まず子どもの未来を考え、当然ながら前方視野に基づく評価であって欲しい。児童福祉施設に関わる第三者評価事業について考えたときに、この評価が、児童福祉の前進に繋がるものとしなければならぬので、評価調査者を研究者と実践者との組み合わせにすることを考えた。また、評価を受ける施設の自主性を尊重して、自己評価を行いながら、その特性を発見し、その中で良いものを重視していくことを考えて実践してきた。その結果の評判は良いようである。

保育所においても幼稚園においても、子どもという存在を、「発達し続ける存在」として、発達論的見方をきちんとすることが求められよう。その為にはより確かな時代の流れからの我が国の社会のあるべき姿や、問題点の改善が理解されていることが必要である。保育所においては近年「保育ソーシャルワーク」の視点が求められているし、教育では、「学力の向上」と、より多くの人たちに対して「インクルーシブ(包容力のある)なもの」とを両立することが求められている。そして共通する事項としては、子どもの育つ環境としての家族関係や地域生活の問題解決とその改善向上のための支援に他ならない。・・・」

今、幼稚園教育要領や保育所保育指針が改定されようとしている。この認定こども園の評価結果が、新たな幼稚園教育と保育所保育にキチンと向かっていくことを切望しているということを今年の私の序文の結びとして付加しておく。このことが幼保一元化そのものに向かう船出であるからである。

目 次

就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究によせて

～認定こども園に関わる評価論

石井哲夫

研究の要旨	1
I 研究の目的	2
II 研究の方法	2
1. 平成 17 年度	
2. 平成 18 年度	
III 研究の結果及び考察	4
1. 平成 17 年度	4
1) 総合施設モデル事業実施園の全施設への質問紙調査による実態分析	4
2) タイプの異なる総合施設モデル事業実施園 10 施設への 第一次訪問・ヒアリング調査	5
3) 総合施設の評価基準（案）の策定	6
4) 「評価基準」による評価の試行	7
5) 教育・児童福祉の学識経験者へのヒアリング	9
2. 平成 18 年度研究の結果および考察	12
1) 評価項目及び評価方法の検討	12
2) 修正した自己評価項目案による総合施設モデル事業実施施設 を対象とした調査	14
(1) 保育者	14
(2) 施設長	16
(3) 再修正評価案による幼保合同保育実施施設 を対象にした自己評価	18
3) 評価システムに関する情報の分析と収集	20
(1) イギリスにおける評価の実態の把握と検討	20
①Ofsted 訪問調査	20
②公表された評価結果の検討	25
(2) 評価システムに関する提案	46
IV まとめと今後の課題	49
補 章	59
自己評価と外部評価に関する考察	
森上史朗	

資料編

1.	平成 17 年度 総合施設モデル事業実施施設への実態調査	1
資料 1 質問紙調査 調査票		
2.	総合施設評価基準案	
資料 2 第 1 次案項目一覧表（平成 17 年度） 11		
資料 3 第 2 次案 4 施設の自己評価結果 25		
資料 4 第 3 次案項目一覧表（平成 18 年度）		
・ 24 施設における評価結果 33		
資料 5 第 4 次案項目一覧表（平成 18 年度）		
・ 4 施設の自己評価結果（平成 18 年度） 49		
資料 6 自己評価項目最終案一覧表（平成 18 年度） 61		
資料 7 評価例 103		

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)事業

研究報告書

就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究

主任研究者

増田 まゆみ

目白大学人間社会学部教授

研究の要旨

本研究は、多様な機能を柔軟に実施することが求められる総合施設におけるサービスの質（教育・保育の質）の向上に資するため、ガイドラインを策定することを目的とし、認定こども園等幼保合同保育実施施設の教育・保育内容等を適切に評価する仕組みについての検討を行った。平成17年度は、まず総合施設モデル事業実施施設35施設に対し、質問紙による実態調査を実施した。その結果から現況を把握した上で、さらに10施設への保育・教育内容の観察およびヒアリング調査による実態把握を行い、理念に基づく一貫した保育・教育の計画があり、それが職員に理解され実際に機能していることなど施設の機能が円滑に実施されていくために重要な事項が明確となった。次に、先行実施されている保育所等の第三者評価評価基準や幼稚園自己評価評価基準等を参考に、総合施設の評価基準を検討し、第1次評価基準案に基づく全モデル事業実施施設の自己評価・意見収集と、5施設への訪問調査を行った。その結果、①施設全体を組織的・調和的にマネジメントしていく運営体制をつくること、②乳児から幼児までの一貫性のある保育課程を編成すること、③各組織の職員間の円滑な連携を図る仕組みと研修や研究を合同で実施すること、④地域の多様なニーズに応じられるよう組織を総合的にコーディネイトしていくこと、があげられた。これらの結果をふまえた上で、教育・児童福祉界の学識経験者へのヒアリングを行ったところ、多様な機能を柔軟に実施していくためには、保育所・幼稚園の文化の違いを相互に理解し、新たな就学前の保育・教育の方向性を導くことの必要性と、保育内容の質を評価できる基準とシステムの必要性についての意見が得られた。

以上の研究結果を基に、今年度は作成した評価基準案の試行を通して項目の詳細な検討と、評価基準理解のためのマニュアル作成に取り組んだ。その際、保育の質の向上に資する評価とするために自己評価を基盤とし、また自己変容を重視した評価方法を検討した。まず、幼保合同保育実施施設4園における園内研修と関連づけての4段階の自己評価（第二次案）を実施し、さらに評価項目の修正を行った。この修正した評価項目案（第3次案）を用いた調査を総合施設モデル事業実施施設を対象に行い、新たに2項目を追加するなどの変更を加えた。そして評価基準案（第4次案）を作成し、これを前述の幼保合同保育実施施設に対して再度実施した上で、最終的自己評価項目が策定された。

一方評価基準を保育の質の向上に資するものとするためには、実際に機能するような評価のシステムを構築することが必要である。そこで、先行して学校教育及び保育の評価の実績を持つイギリスの Ofsted を訪問し、その仕組みと評価の実際にに関する情報を収集した。

これらを通して、職員及び施設長の自己評価を基盤としそれらを外部評価につなげていくシステムが、就学前の認定こども園等幼保合同保育実施施設における評価に有効であることが示された。そこで、保育者、給食担当等職員と施設長の6段階の評価基準を用いて、園内研修の場を活用し、3期に分けて1年間の自己変容を尊重した評価システムを提案することとなった。

ここに、自己評価と外部評価の循環を重視した評価システム（重要な要素として当事者性、継続性、総合性を視野に入れたシステム）が策定され、認定こども園等幼保合同保育実施施設の保育・教育内容が適切に評価・点検され、保育・教育内容の質の確保及び向上に資するものと考えられる。

I 本研究の目的

本研究においては、多様な機能を柔軟に実施していくことが求められる幼保合同保育実施施設におけるサービスの質（教育・保育の質）の向上に資するため、保育・教育内容の評価基準の策定を目的とする。2年目の平成18年度は、認定こども園等幼保合同保の実態と特徴をふまえた評価基準案を作成し、その試行を通して最終的な評価の項目及び評価の方法やシステムを構築することを目指した。

なお用語として、本報告書では、原則平成17年度は「総合施設」を用い、平成18年度は「認定こども園等保育・教育を一体とした施設」を用いることとする。

II 研究の方法

1) 平成17年度

<予備調査>

評価項目作成にあたり、まず実態を把握するため、平成17年度総合施設モデル事業実施施設（以下モデル施設）を対象に予備的な調査を行った。

予備調査1：全モデル施設へのサービス、保育・教育の内容等に関するアンケート調査

平成17年8月に、上述の平成17年度総合施設モデル事業を実施している全35施設に対し研究の概要書・調査票等（資料1）を送付し、1週間以内に回答するよう依頼した。有効回答数は全35施設中18施設（有効回答率51.4%）であり、調査内容は以下の通りである。

- ①開園時間②職員数・利用者数③理念・目標
- ④施設の機能として目指していること⑤保育の内容について（計画・職員間の話し合い・幼保合同保育の実施状況等）⑥子育て支援について⑦職員について（研修・会議）

予備調査2：モデル施設における観察調査および施設長を対象としたヒアリング

全モデル施設の中から、運営形態（幼保連

携型・幼稚園型・保育所型）・運営主体（公立・私立）・定員規模・立地条件（都市部・地方）を考慮して、様々なタイプの施設が含まれるよう10施設を調査対象として抽出した。

平成17年9月から10月にかけて、対象施設を2名の調査者が訪問して施設長へのヒアリング調査を実施した。また、あわせて施設内の様子や保育・教育内容の観察を行った。滞在時間は午前中の約2時間30分である。なお、調査にあたっては、質問紙調査の結果をふまえながら、文面では把握しにくい実際の現場に触れ、施設長からの率直な思い・考えを聞き取ることに重点をおいて、以下の項目について確認した。

[ヒアリングの内容]

- ①モデル事業実施の理由②総合施設としての理念と目標③一日の流れ④保育の計画
- ⑤行事について⑥小学校との連携⑦特別なニーズへの対応⑧子育て支援⑨職員等

[観察の内容]

- ①朝の登園等の保育の状況②保育室等保育環境と保育内容③食事の状況④その他

<本調査>

本調査1 認定こども園等（仮称 総合施設）の評価基準案の策定

予備調査の結果により示された総合施設モデル事業の現状・課題等をふまえ、保育所・幼稚園で先行実施されている様々な評価基準を参考に項目の試案を作成した。具体的には、認定こども園等の多機能という性格を考慮して、保育所において実施されている第三者評価基準（保養協、2002・2005）を基盤とし、さらに幼稚園で作成および実施が試みられている自己評価基準（大阪府私立幼稚園連盟、2003；全日本私立幼稚園連合会、2004；群馬県教育委員会、2005；神奈川県私立幼稚園連合会）の項目を加え、これらの内容を総合施設モデル事業の実態に沿うよう加筆・修正

し、全体的に再構成を行った。

本調査2 本調査1で作成した「評価基準案」による評価の試行

(1) 全モデル施設における自己評価の試行および評価項目に関する意見の収集

平成18年1月初旬に、全35施設に対して研究計画書及び本調査1で作成した評価基準案（施設による自己評価式）を送付の上、約2週間以内の回答を依頼した。有効回答数は全35施設中32施設（有効回答率91.4%）と、ほぼ全ての施設からの回答が得られた。

施設自己評価用の自己評価案には、「記入の仕方」を示し、各評価基準には必要に応じて用語の定義等を書き加えた。なお、本調査は、施設の評価をすることが目的ではなく、評価基準を策定するための情報収集であるため、各評価基準、項目内容や用語説明、評価のポイントなどについて、改良すべき点、気づいた点などを施設側が記入できるように自由記述欄を設けた。さらに、「子どもの発達援助」、「子育て支援」、「地域や関係機関との連携」、「運営管理全体を通して」について、各施設の特徴を自由に記述する欄を設けた。

(2) タイプの異なるモデル施設5園への第二次訪問調査

予備調査2に示した第一次訪問調査を実施した10園の中から、継続調査への協力が得られた5園に対し、平成18年1月末から2月にかけて、各施設を2名の調査者が訪問し、全64評価項目についてのより精緻な検討を行うため、観察と施設長・保育者・給食担当者、子育て支援担当等へのヒアリング調査を実施した。滞在時間は9時～18時までである。

本調査3 教育・児童福祉領域の学識経験者への総合施設およびその評価基準に関する見解についてのヒアリング

事前に郵送で作成した評価基準案と質問内

容を通達した上で、3月中旬、1時間30分間にわたり児童福祉・児童教育領域の学識経験者へのヒアリングを行った。調査内容は以下の通りである。

- ①総合施設（認定こども園）における就学前の子どもの保育・教育の質を確保するための基準として、今回作成した評価基準案の各項目が適切であるかどうかについて
- ②幼保一体型の施設における保育内容全般について
- ③保育・教育の質を確保するために、評価をするということについての是非、もしくは評価システムについて

2) 平成18年度

本調査4 保育の質の向上を目的とする、自己評価を基盤とした評価システムの構築

本調査1で策定した評価基準案について、本調査2および3の結果を、研究メンバーで総合的に分析・検討することにより、保育に携わる職員一人ひとりの自己評価を基盤にした評価システムの構築の必要性が確認された。これをふまえて、平成18年7月初旬から8月上旬までの期間に以下のことに取り組んだ。

(1) 自己評価項目（保育者・調理担当者・施設長）の策定と評定方法の検討

先行する保育所等児童福祉施設における第三者評価の基礎資料となる従来の施設としての自己評価では、保育を担う職員一人ひとりが評価についての意識を十分に持ち得ない状況があった。そこで、まず保育者・調理担当者・施設長それぞれの自己評価項目を作成し、また保育の質の向上に向けた自己変容を重視する観点から2または3段階評価から4段階評価へと変更した。さらに、1年を3期に分けて継続して評価を実施する形式とした。

(2) 幼保合同保育実施施設4園における、園内研修と関連づけての自己評価の実施と評価基準項目の検討

上述した項目に基づき、保育実践における自らの取り組みを保育者等が顧みる際に、自分だけでなく同僚達や外部の研究者等を交えた話し合いを通じて評価する方法を試みた。

この調査への協力に応じてくれた 4 施設は、いずれも保育所・幼稚園が同一の建物の中にあり、合同保育を実施している園である。公立 2 施設、法人立 2 施設であり、いずれも都市型・地方型が含まれる。

自己評価の実施にあたってはそれぞれの施設の園内研修の場を利用させてもらい、職員及び施設長に加えて本研究の研究メンバー 1 ~2 名が参加した。その際、単に項目について記入するだけでなく、事前に研究メンバーが撮影した保育場面の映像記録を見ながら話し合いを行った。

本調査 5 修正した自己評価項目案による総合施設モデル事業実施施設を対象とした調査

本調査 4 の結果（評価に偏りの見られた項目や自由記述の内容）をもとに、自己評価項目案に修正を加えた。主な変更点は、4 段階から 6 段階としたこと、項目の表現等をより実際の保育場面に即した内容に改めたことなどである。

対象としたのは、35 の総合施設モデル事業実施施設のうち、電話での趣旨説明と依頼を受諾した 24 施設である。調査時期は平成 18 年 9 月末から 10 月にかけてである。

本調査 6 再修正を加えた自己評価項目による幼保合同保育実施施設 4 園における再調査

本調査 5 で使用した評価項目に、これまでの調査を通して収集された意見や研究メンバー間での検討事項をふまえて、既存の幼稚園自己評価基準を参照し、2 つの新たな項目を加えた（「環境の再構成」「研修・研究」）。

この再修正した項目による評価を、前述の

幼保合同保育実施施設 4 施設において、施設長・調理担当者・保育者を対象に再度実施した。この結果をふまえて評価項目最終案を作成した。

本調査 7 評価システムに関する情報の分析と収集

評価のシステムについて、先行して学校教育及び保育の評価の実績を持つイギリスの Ofsted (The Office for Standards in Education) を訪問し、その仕組みと評価の実際にに関する情報を収集した。

平成 18 年 11 月下旬に研究メンバー 2 名が Ofsted およびその評価を受けた就学前の保育施設等 5 施設を訪問し、評価の実態とシステムのあり方に関する情報を得た。この訪問で収集された資料に加え、Ofsted のホームページ上に公開されている評価結果や現在の日本における保育所第三者評価の制度をあわせて検討を行った。

III 研究の結果及び考察

1 平成 17 年度

1) 予備調査 1 総合施設モデル事業実施園の全施設への質問紙調査による実態分析

①結果

平成 17 年 8 月 12 日に、35 施設に対し調査依頼文、研究の概要書、調査票を送付し、1 週間以内に回答を依頼した。有効回答数は 18 施設、有効回答率 51.4% だった。

主な結果は以下の通りである。施設の主な属性としては、実施形態では、幼保連携型が 9 施設 (50.0%)、幼稚園実施型が 5 施設 (27.8%)、保育所実施型が 4 施設 (22.2%) と、幼保連携型が半数となった。また、施設形態では、私立が 14 施設 (77.8%)、公立が 4 施設 (22.2%) であった。

総合施設の理念や目標としていることについては、「子どもの最前の利益」「地域の子

育て力」に「非常に良くあてはまる」と回答した施設が過半数となった。また、選択された項目の中で、特に重要としていることについては、1番目に重要とされたのが「子どもの最善の利益」で13施設(72.2%)ご回答していた。次に、2番目に重要とされているのは「地域の子育て力」「幼児教育の機会の拡大」で5施設(27.8%)ご回答し、3番目に重要とされているのは「地域の子育て力」が6施設(33.3%)であった。

総合施設の機能として目指していることについては、「親の就労の有無等で区別しない、保育の機会・幼児教育の機会の提供」に「非常によくあてはまる」と回答した施設が13施設(72.2%)と大半を占めた。その他の項目についても、ほぼ「非常によくあてはまる」「よくあてはまる」という回答であった。また、選択された項目の中で、特に重要としていることについては、1番目に重要とされたのが「親の就労の有無等で区別しない、保育の機械・幼児教育の機会の提供」であり16施設(88.9%)ご回答していた。2番目に重要とされているのは「子育てに関する必要な相談・助言」であり9施設(50.0%)ご回答し、3番目に重要とされているのは「地域の親子が誰でも交流できる場の提供」で7施設(38.9%)であった。

0~6歳までの一貫した教育・保育の計画を作っているかについては、「ある」との回答は12施設(66.7%)であり、また、3歳以上の子どもの保育について幼・保合同保育を実施しているかについては、「実施している」との回答が12施設(66.7%)であり、まだ十分ではない現状であることがうかがえる。

幼稚園教諭・保育士の研修については、幼保合同で実施しているとの回答は園内研修11施設(61.1%)、園外研修10施設(55.6%)で、また、職員会議を幼保合同で実施している施設は9施設(50.0%)であり、幼保合同での実施は十分ではない状況である。

②考察

総合施設モデル事業実施園がどのような状況におかれているかを把握するため、質問紙調査を行ったが、有効回答数は約半数であり、実態を完全に把握するにはやや少ない数となった。しかし、それらの施設からの回答傾向はほぼ一貫したものであり、理念・目標などの総合施設設立の意義に関わる部分については確固たるもののが共有されているが、実際の幼保合同での実施形態等に関しては、まだ摸索している状況ではないかと考えられる。質問紙調査で得られた結果を念頭に、次の訪問調査などで、総合施設モデル事業実施園の状況や更に必要とされる点などを明確にしていくこととした。

2) 予備調査2 タイプの異なる総合施設モデル事業実施園 10施設への第一次訪問・ヒアリング調査

①結果

平成17年9月から10月にかけて、主任研究者・分担研究者・研究協力者で調査グループを編成し、調査を実施した。手続き、調査内容・方法は以下に示す通りである。

○各施設を2名の調査者が訪問し、施設長へのヒアリング調査を実施した。また、あわせて施設内の様子や保育・教育内容の観察を行った。滞在時間は午前中の約2時間30分である。

○事前(8月実施)に依頼し回答を得ていた施設概要に関する質問紙調査の結果をふまえて、主に以下の項目について確認した。

<ヒアリング調査の内容>

- ①モデル事業実施の理由
- ②総合施設としての理念と目標
- ③一日の流れ
- ④保育の計画
- ⑤行事について
- ⑥小学校との連携
- ⑦特別なニーズへの対応

⑧子育て支援

＜観察の内容＞

①朝の登園等の保育の状況

②保育室等保育環境と保育内容

③食事の状況

④その他

この結果から、理念・目標などの総合施設の設立の意義については明確にされているが、実際に幼保合同での保育の実施に関しては模索状態であることも明らかとなった。

さらに総合施設としての機能が円滑に実施されていくために重要なこととして以下のことが、確認された。

i) 総合施設としての理念が職員全体に行き渡っていること。そのためには規模の適正性と運営者の資質が問われてくること。

ii) 理念に基づく一貫した保育・教育の計画があり、それが職員に理解され、日々の保育や職員間の連携などにおいて実際に機能していること。

iii) 多様な機能が求められる中で、子どもの適切な発達援助のためには、3歳未満児や長時間保育の更なる充実が求められてくること。

iv) 生活や主体的な活動が充実するための保育環境の保障が求められること。

v) 地域に対する積極的な子育て支援をどう展開するかが重要となること。

vi) 小学校との連携をより積極的に図ることが求められる。

②考察

総合施設モデル事業実施園がどのような状況におかれているかを把握するため、直接施設を訪問し、施設長へのヒアリング及び保育環境・保育内容等の観察調査を行った。ここで得られた結果を、総合施設におけるサービスの質（教育・保育の質）の向上に資するための評価基準ガイドラインを策定に可能な限り生かすこととした。

3) 本調査1 認定こども園等幼保合同保育実施施設における評価基準（案）の策定

①基準案策定の基本的考え方

認定こども園等幼保合同保育実施施設は、地域が自主性を持って地域の実情や親の幼児教育・保育のニーズに適切かつ柔軟に対応することができるようとするための新たなサービス提供の枠組みとして提案されており、その保育・教育内容については、「幼稚園教育要領及び保育所保育指針」を踏まえ、保育・教育内容等を適切に評価する仕組みが必須であるとされる。

本研究では、評価基準案の策定にあたり、まず大切にすべきとは「子どもの最善の利益」という視点で、従来の幼保の枠を越えて、就学前の子どもの保育・教育に必須の事項で構成することを心がけた。特に、幼稚園教育要領改定に向けて検討されている、協同的遊び、協同的学びや小学校との接続等についても配慮した。こうした共通する事項を基盤に、幼保合同保育特有の課題、特に現在は、幼保二元体制の中で実施する保育であることから生じる、さまざまな課題に関わる評価基準の設定、必須の機能となった子育て支援についても検討を重ねた。

以上をふまえて本研究の評価基準項目（案）は、以下のような構成で、64項目とした。全体の構成については、子どもの発達と家庭を支援する施設としての独自性を尊重して、以下のような構成とした。（表1）

資料として総合施設評価基準案第1案を末尾に添付する。（資料2）

②考察

今回策定した評価基準は、就学前の保育・教育を評価する要素としては、その全容を包含しているが、多機能、柔軟性をキーワードとする幼保合同保育実施施設の評価基準としては課題が残っている。また、保育所における第三者評価、幼稚園における自己評価とも

I. 子どもの発達援助	28項目
I-1 子どもの発達援助の基本	8項目
I-2 健康管理・食事	7項目
I-3 保育環境	3項目
I-4 保育内容	10項目
II. 子育て支援	7項目
III. 地域や関係機関との連携	7項目
IV. 運営管理	22項目
IV-1 理念・基本方針	12項目
IV-2 組織の運営管理	5項目
IV-3 安全・事故防止	5項目
評価基準項目（案）	
合計	64項目

表 1 第一次案 全体構成

にスタートしてまだまだ蓄積がないこともあります、本来の目的である、保育の質を評価する基準内容になりえていない項目、すなわち、やっているかいないか、文書があるかないかという表面的な評価に終わっているものもある。この点については後の調査の中で検討を行った。

4) 本調査2 「評価基準案」による評価の試行

(1) 全総合施設モデル施設への自己評価及び項目に対する意見の収集

①結果

平成18年1月初旬に、35施設に対し調査依頼し、研究計画書及び評価基準ガイドライン素案（施設自己評価版）を送付し、約2週間以内の回答を依頼した。有効回答数は32施設（有効回答率91.4%）と、ほぼ全ての施設からの回答が得られた。

施設自己評価版には、最初に「記入の仕方」を示し、各評価基準には必要に応じて用語の定義等を書き加えた。なお、今回の調査は、施設の評価をすることが目的ではなく、評価基準を策定するための情報収集であるため、各評価基準に「気づいた」点、項目内容や用語説明、評価のポイントなどについて、改良すべき点、気づいた点などを施設側が記入で

きるよう自由記述欄を設けた。さらに、「子どもの発達援助」、「子育て支援」、「地域や関係機関との連携」、「運営管理全体を通して」について、各施設の特徴を自由に記述する欄を設けた。

i) 自己評価結果

自己評価においては、評価基準そのものの説明もなく、文面のみであるため、捉え方もさまざまであることが推察できる。大まかな傾向として、b c という評価が比較的多かった項目は、研修、計画（幼保連携しての計画、個々に配慮した計画）、健康・事故防止等のマニュアル、プライバシー保護に関する規程、自発的な活動のための保育環境、長時間保育等であった。これらは、幼保合同あるいは一体での保育実践を積み重ねている園、スタートしたばかりの園、さらにそれぞれの施設の価値観の相違等も影響していることが推察された。

ii) 自由記述について

自由記述からは、総合施設モデル事業施設として、さまざまな課題、難しさを抱えて取り組んでいる思いが述べられていた。また、評価そのものへの不安や、積極的な提言も記述されていた。

以下に、「子どもの発達援助」、「子育て支援」、「地域や関係機関との連携」、「運営管理」、「全体を通して」という区分で、自由記述の概要を述べる。

A 子どもの発達援助

幼稚園型の総合施設の場合、自園での給食や0歳児の受け入れなどについては今年度が初めてのため、細部までの配慮はまだ難しい状況にあるとする施設が複数見られた。また、食事や生活習慣についての家庭との連携に関しては、状況によっては（家庭での食生活や生活習慣が子どもに十分配慮されたものではない場合など）項目の内容がそぐわない場合もあることが指摘された。

今回の評価項目では主に施設で長時間・長

期過ごす子どもを念頭においた項目がいくつもあるが、遊ぶ場所や相手がない今の地域環境を考えると、短時間の子どもや長期休業の子どもなど、従来の幼稚園型の子どもに対する配慮も必要であるという意見があげられた。

B 子育て支援

一時保育の難しさについての意見が多かった。人件費や勤務体制など運営上の問題に加えて、在園児との混合保育を行っている場合に保育内容をどのように組み立てるかについても苦労している様子が窺われた。

C 地域や関係機関との連携

それぞれの地域の特徴にあわせて近隣の人々や関係機関との交流・連携を図っているが、一方で小学校との連携については難しい現状が報告された。

D 運営管理

マニュアルの作成については取り組み中もしくは今後の課題とする回答が複数見られた。また、運営については、総合施設の基本方針が未だ見えにくいことから、何を・どのようにすればいいのか不明確な中でモデル事業を実施しなくてはならない難しさがあることが、複数の回答から見受けられた。

E 全体を通して

選択式なので時間がかかるない、分かりやすい、今回の項目を今後の保育の参考にしたいという肯定的な意見があつた一方で、回答しにくいという意見もあった。回答しにくい理由としては、判断の基準が極端すぎるという表現上の問題のほかに、幼稚園と保育園で判断が異なる場合があるという総合施設としての難しさがあつたようである。また、項目の解釈に対する疑問もあげられた。

幼稚園型の総合施設では食事・低年齢児について現状ではまだ課題が多いことが窺われる一方、幼保連携型の総合施設では幼保の交流、職員の会議への参加など、連携の体制が十分にとりにくく状況が報告された。

総合施設としての運営および保育の取り組みについては、この1年をふりかえり、機能を充実させていくためには様々な課題が多く存在するものの、そのことでより就学前の子どもにふさわしい保育について探求すべきことや保育者の資質向上の重要性を実感できたという、保育者の思いが記されていた。一方、総合施設の基本方針の明確化を望む声や今後制度がどのようにしていくのかという不安の声など、行政側への要望・意見も複数寄せられた。特に、子育て支援や障害児保育の充実のために専門家による援助やそれを支えるための財政的な支援の必要性を訴える意見が数多く見られた。

② 考察

総合施設モデル事業実施園が、年度末が近づいている多忙な時期に、ほとんどの園が回答し、しかも制度そのものが、どのようになるかはつきりしない状況も関わらず、より質の高い保育に向けての意欲や姿勢が伝わってくる調査結果であった。

評価基準を保育実態に即して検討するためには、さらに、タイプの異なる総合施設モデル事業実施園5施設への第2次訪問調査を実施することにより、評価基準の策定に必要とされる点などを明確にしていくこととした。

(2) タイプの異なる総合施設モデル事業実施園5施設への第二次訪問調査

① 結果

平成17年9月から10月にかけて、主任研究者・分担研究者・研究協力者で2名の調査グループを編成し、訪問調査を実施した10園の中から5園抽出し、平成18年1月末に調査を依頼し、全64評価項目についての検討を、観察とヒアリングで行った。

各施設を2名の調査者が訪問し、事前に送付したスケジュール表に基づき、施設長・保育者・給食担当者、子育て支援担当等へのヒアリング調査を実施した。また、あわせて施

設内の様子や保育・教育内容の観察を行った。滞在時間は9時～18時までである。

平成14年から現在にいたるまで、全国保育士養成協議会が実施している第三者評価の訪問調査の日程とほぼ同じタイムスケジュールで、ヒアリング及び保育環境・内容等の観察調査を行った。ここで得られた結果を、総合施設におけるサービスの質（教育・保育の質）の向上に資するための評価基準ガイドラインを策定に可能な限り生かすことにしたい。

アンケート・ヒアリングなどから次の点が明らかになった。

- i. ほとんどの園で総合施設の理念は明文化されているものの、保育所と幼稚園のベースの違いから、それが0歳から就学前までの一貫性のある保育課程として編成されるまでには至っておらず、指導計画をどうつなげていくか試行中の園が多い。
- ii. 保育所担当職員と幼稚園担当職員とは、職員室が別々に設置されている園も多く、話し合いや研修等が合同で行われていないなど職員の連携と教育・研修体制が十分とはいえない。
- iii. 乳児など低年齢児への配慮、例えば健康管理や食育指導、感染症対策などが十分になされている園と、そうではない園がみられる。
- iv. 集団での活動やさまざまな表現活動などに関して、幼児教育に対する多様な価値観が存在し、保育環境や保育者の援助・指導への配慮が不十分な園が見られる
- v. 多くの園で、障害児保育や一時保育、また地域における子育て支援に対する具体的な取り組みがまだ十分であるとはいえない。

以上のような実態から、総合施設としての保育・教育内容の質を保障していくために、評価していくためには、点に特に注目する必要がある。

5) 本調査3 幼児教育・児童福祉の学識経験者へのヒアリング

①結果

IIの「研究の方法」で示した3つの項目に関する、事前に郵送で依頼し、平成17年3月中旬、幼児教育・児童福祉の学識経験者へのヒアリングを行った。

ヒアリングの概要は以下に示す通りである。

A（幼児教育分野学識経験者）のヒアリング
「総合施設」として基本的に重要なものとして、まず指摘されたのが、「保育・教育の融合から一貫性をどう作っていくか」ということであった。

- ・0, 1, 2歳児の保育から、3歳児から小学校就学前までの保育・教育の流れをどのように作っていくか
- ・乳幼児の保育としての一貫性をもつことが重要である。0, 1, 2歳は一人一人、3歳児以降は集団で営む生活を通しての教育が始まる等分けて考える。

保育内容についての課題は、3歳未満児と3歳以上児の内容の違いと接続期のあり方であった。

- ・2歳児に学校教育は無理であり、幼稚園をそのまま下ろすことは危険である。ひとつの施設になったときどれだけ確保できるかは重い課題だ。
- ・5歳児後半から小学校1年生前半を接続期としてとらえ、接続期の教育を検討する。幼稚園と小学校、保育所と小学校、それぞれの接続期として考えるべきである。（集団の大きさ、一日の生活の流れ、教師・保育者とのかかわり、家庭との連携等）また、2歳児後半から3歳児前半を接続期としてとらえ、接続期の保育・教育を検討することも必要である。

総合施設の特徴としての、利用者の違いや保育期間、幼稚園児・保育所児かわらず

、一貫した保育・教育をどう実施していくかが、重要な課題としてあげられた。

- ・乳幼児期の保育施設であることと、就学前の幼児の教育施設であることとのバランスをどうとるか。どちらかにあわせるものではなく、どちらのニーズにも応えていくことが基本だが、一つの施設の中でどこまで可能かが課題である
- ・3歳児以降は、幼稚園児・保育所児の共通の時間（コア・タイム）を設定する。コア・タイムを設定したときに、年齢により、コア・タイムの内容は異なるので、3歳のコア・タイムと5歳のコア・タイムは違う。午後の生活、保育の流れをしっかり作っておかないとコア・タイムの意味がなくなる。
- ・幼稚園児の長期休業中の保育・教育をどうするか、さらには家庭の理解と協力をどう得ていくかが課題である。
- ・健康安全面に関しては大変よくわかる内容で、これを幼稚園の分野の中にも入れていきたいと思うことがたくさんある。

また、保育・教育の融合と一貫性を作っていくためには、保育者の資質向上が一層求められることがあげられた。

- ・保育士としての専門性、幼稚園教員としての専門性はもちろんだが、それぞれのよさを生かして一体化施設の保育・教育を構築することが必要である。
- ・保育士と幼稚園教諭の専門性の課題は、研修時間の確保や体制の構築というハード面で確保することや、園長のリーダーシップも大きい。組織として、研修をしているかしていないかというより、どういう研修をしているかが重要である。総合施設になると、時間がとれず研修がおざなりになってしまいという危機感を持っているから、基本的な姿勢が明示されることはよい。園内研修は、保育観、子ども観を共有するという研修なので、一人ひとりで行うというより、園全員で行うような研修が大事になる。

評価の必要性とそのあり方については以下

の内容であった。

- ・外部評価を活用し、自己評価自己点検の精度を高めることは必要である。教育における評価と、福祉の分野の評価とでは開きがある。教育はよりよい指導を生み出すために評価をするという、評価と指導との一体感であり、福祉は最低限が保障できているかということをチェックする。いわゆる教育のよりよいものを目指すための評価、そのあたりが、どれだけ確保できるのかが課題である。研修は、できれば項目をひとつ立てたい。
- ・幼稚園や学校で第三者評価というのは、これから検討が必要である。評価に関しては相当に厳しくなっており、見えるところは見えるようになるということは大事である。
- ・保育の質や教育の質に関しては、できているかできていないかというような安直なものになってしまって、より良いものを生み出す教育者の人たちの向上心をあおるようなものもその中に仕込んでおかなければならない。自己点検をし、評価は定期的にその園に行き、子どもの育ち、発達、先生のインタビューというような形をとるとよい。
- ・3段階になると、調査とすると、まあまあ真ん中にしておけばいいだろうということになるので、4段階のほうがよいとよくいわれる。

B（児童福祉分野学識経験者）へのヒアリング

「総合施設」の評価として基本的に重要なものとして、まず指摘されたのが、「保育、教育の質」であった。

- ・総合施設においては、就学前の子どもの保育、教育の質が一番大切である。
- ・保育所保育指針も、幼稚園であろうと認証保育所であろうと、乳幼児の子どもの発達、適応、成長にとって不可欠な内容を示している。そこを骨格にして作られているという点では異論がない。

4つのタイプの総合施設の今後の動向について以下のように述べられた。

- ・圧倒的多数の私立幼稚園は幼稚園型でいくと思われる。
- ・自治体の地方裁量型が期待される。自治体がいろいろ考えていけば、やがては幼保一元に近い、幼保連携型とか地方裁量型の一部がもっと増えてくる。いずれにしても自治体が、はつきり言えば幼保一元を実施できる時代であり、地方裁量型は、マイナスだけではない。

保育の内容の基本として示した「保育課程」や、各項目についての検討課題があげられた。

- ・「保育課程」という言葉をそもそもなぜ使うのかという反論が多いと思われる。保育課程とは何かということを研究グループの総意として示すべきである。課程とは何かというと、受けける側が履修する義務であり、それを取得するために必要な単位、あるいは授業科目である。これでは子ども主体ではないと言いたくなる。むしろ、過程のほうがまだ分かる。もし、他に適切な言葉があればその方がよいと思われる。
- ・感染症対策・感染症マニュアルは必要である。総合施設というときに、小児保健と学校保健の谷間を、埋めるような積極的な意味で取り入れるとよい。
- ・食事は家庭の食生活を補完するものとしてというだけでなく部分を強調したほうがよい。食育は親に対する指導もある。後の子育て支援のところで入れてもよい。
- ・「生活の場」を重視しているのがよく分かる。ここではやはり子どもが生活をし、そして育つていく場であるというところで、どんな環境が、最低限求められるのかが必要である。実際には「生活の場=教育の場」、「教育の場=生活の場」という循環性が重要である。教育の場としての配慮はどこかに入れていくとよい。

「就学前の教育とは何か」について検討することの重要性があげられた。

・総合施設は、児童福祉法の拡大、学校教育法の拡大、相互適応である。保育園の中でも学校教育法を重視したものが完全に含まれてくるので、子どもたちにとってプラスになるようなことはある。

・子どもの興味関心が広がるとか、主体的・自主的に活動ができるとか、ある時間子どもが夢中で、それこそ絵本読んでいるのに夢中な子もいるし、玩具遊びに夢中な子もいるし、それを教育としてみればよい。教材という言葉は使わないにしても、子どもが、自由に素材、遊具を取り出して遊べるように工夫されているかというのが、子どもの関心を無視したり、削いでしまわないような保育者、教育者の配慮と環境である。

評価の必要性とそのあり方については以下の内容であった。

- ・外部の人が評価をするというのは慣れないない。欧米のスタイルそのままよりも、良い工夫はないか。評価する人と評価を受ける人が相互にチェックし、問題点や自信があるところを相互に評価するシステムであれば比較的前向きに考える人が多いのではないか。
- ・評価システムは、利用者主体になってきたので、当然あるべきことであり、これまで評価という概念が入る余地がなかった。選ばれる社会、選択される社会にとって大事だ。
- ・監査・検査と評価の違いというのはふまえているとよい。

②考察

幼児教育分野学識経験者と児童福祉分野学識経験者という専門性の違いがあるものの、共通して、認定こども園等幼保合同保育実施施設の評価をすることについては、肯定的である。評価に当たって重要なことは、単に実施しているかどうか、あるかないかという表面的な評価ではなく、保育の多様性・質を問う評価基準と、評価する側・評価を受ける側の相互のやりとりを尊重したより適切な評価

システムであるとしている。

認定こども園等において、こうした保育・教育の融合と一貫性を作っていくために、組織全体として研修により保育者の資質向上を図ることが重要な事項としてとりあげられた。評価の具体的対象・内容については、0歳から6歳までの乳幼児の発達の一貫性、低年齢児と3歳児との接続、また、小学校への接続期の課題、生活の場と教育の場の循環性、さらに、子育て支援を含む多様な機能を求める認定こども園独自の基準等についての言及であった。すなわち、保育期間の違い、幼稚園児、保育所児にかかわらず、一貫した保育・教育をどう実施していくかが課題であり、「食生活の環境と整備」、「地域や関係機関との連携」、「守秘義務」、「安全・事故防止」、「感染症対策」が重要な項目としてあげられた。

ヒアリングでの指摘は、モデル事業実施園での調査において明確化した課題と重なるものが多く、評価基準・評価システム案を策定する上で、これらを参照して、保育実践の場に活かされる、また、評価の目的遂行に資する評価システムの提案につながった。

2. 平成18年度研究の結果および考察

1) 本調査4 評価項目及び評価方法の検討

認定こども園等の保育の質の確保・向上において、職員一人ひとりが、自らの保育を振り返り、よりよい方向に向けて自己変容していくことは非常に重要であると考えられる。これまでの一連の調査結果を検討する際にも、調査協力者および調査メンバー双方においてこのことはしばしば指摘されてきた。そこで平成18年度は、これまで策定した64評価基準について再考し、評価基準項目を保育者用、給食担当者用、施設長用に分けて策定し、自己評価を基盤にした評価システムを構築することを試みた。

評価基準項目およびシステムの再考に伴

い、それまでの3段階評価（a b c）または2段階評価（a c）から、4（そう思う）3（どちらかといえばそう思う）2（どちらかといえばそう思わない）1（そう思わない）NA（該当しない）の4段階に変更した。

また、1年間を3期に分けて年間3回自己評価をすることとした。これは、自分自身の保育のよさと課題をより明確化し、自己変容を図っていくことを目的としたためである。

(1) 修正評価案による自己評価の実施 ～幼保合同保育実施施設における園内研修と関連づけての自己評価

自己評価は、一人ひとりが自己の保育を振り返り、自分自身で評価するものであるが、その際、組織から切り離した自己ではなく、組織の一員としての意識をもつことが大切である。保育実践の場において、保育を省察し、準備をする時間の確保がかなり厳しい状況の中で、組織的に取り組むことの難しさ厳しさは、そのため、園内研修と関連づけて、自らの、グループの、クラスの、また園全体の保育を評価し、改善に繋げることが可能な評価システム構築が必要であると考えた。そこで幼保合同保育を実施している4施設の協力を得て、本研究の目的や評価項目の意味等を説明した上で、筆者らが保育の状況をビデオ撮影した映像を視聴しながら、保育を振り返り、話し合い、その後各項目を評価するという方法を試みた。

この4施設は、公立2施設（都市型・地方型）、私立2施設（人口急増地域・近郊型）で、いずれも子どもを第一義にした保育、また家庭支援を大切にしており、保育の質の高い施設であることから協力を依頼したものである。保育者回答者総数は68名であった。

(2) 4施設への自己評価及び項目に対する意見の収集（保育者用）

①自己評価結果

大まかな傾向として、4（そう思う）3（どちらかといえばそう思う）という高い評定に

偏っていた。3, 4回答の合計が70%を越えている項目が、細項目も合算して176項目の内117項目であった。さらに、3, 4回答の合計が85%を越えている項目（例えば、環境構成と子どもの活動・保育者の援助～遊びや生活を通して）が、60項目であった。

一方、3, 4回答の合計が50%未満の項目が、細項目も合算して176項目の内21項目（例えば、戸外での食事など、さまざまな食事スタイル・乳児保育関連・障害児保育関連・一時保育関連・民生、児童委員などとの連携・子どもの権利擁護に関する研修・保護者からの苦情への対応等）であった。また、該当せずと回答したのが20%を越えていた項目は、44項目（例えば、仲間や集団での協同遊び、当番活動・乳児保育関連・障害児保育関連・育児相談・事故や災害、不審者侵入の対応のためのマニュアル等）であった。

②自由記述について

自由記述（表1）には、幼保合同保育等実施施設として、さまざまな課題、難しさを抱えて取り組んでいる様々な思いと、評価そのものへの疑問や提言も記述されていた。

No	記述
6	マニュアルという記述ではなく、体系化されているか？を問うものだと答えやすい
16	ウ 「質問」に限らず「要望」も入れた方が良い
16	オ 駄々こねも大切な表現とどちらか “表現する力の不十分”と言うのはどうか？
17	自分が担当している年齢の保育中の事なのか、コーナー保育で他の学年の子と自分が少し関わった時のことなのか？の判断が難しい。(0,1歳担当)
20	ケースという言葉は幼稚園ではあまりなじみがない
24	長時間のすごし方、環境は個々ではなく園全体の課題と思う。（障害児保育についても）

28	受け取り方が様々なので「わかりやすく」の基準がむづかしいとは思う。
37	「理解している」という項はわかっていれば良いという事でしょうか。
62	苦情等に対し速時対応は園長指示でなされているが、「体制整備されているか」となると難しい。自己評価をしているのか、園評価をしているのか混同してしまう点がある。 「そう思う」と「まだまだできる」という思いがあり、戸惑った。自分としては、まだまだやれる（向上できるはず）という思いと、園としてはそう…というような…。

表2 自由記述

③検討結果

以上の調査結果から、保育者が評価項目の意味を理解しやすいように、「マニュアル」・「ケース会議」等保育者が拒否感をもつ用語は可能な限り避けるなど、自己評価と保育の改善への動機付けとなるように、加筆・修正・削除等を行い、保育者用評価項目案が策定された。

また、研究対象施設の保育の質が高いことが背景にあるとはいえる、4段階の自己評価では分布の偏りが見られたことから、4段階評価から6段階評価とし、選択肢の表現も変更した（1全くあてはまらない 2あまりあてはまらない 3どちらかといえばあてはまらない 4どちらかといえばあてはまる 5よくあてはまる 6かなりあてはまる 該当なし）。これにより自らの保育を丁寧に読み取り、改善に向けて具体的取り組みが可能になると推測される。

施設長の評価項目は、保育者・給食担当者とほぼ同じ内容のものである。さらに、自己評価を基盤にした評価基準ガイドラインの策定のために、海外すでに実施されている評価システムについて、その現状や課題を把握した上で、就学前の保育・教育の基本と認定こども園の独自性が公正、かつ適正に評価可能なシステムを構築することを目指した。

これらを集計したものの結果が表3-aから表3-hまでである。

2) 本調査5 修正した自己評価項目案による総合施設モデル事業実施施設を対象とした調査

(1) 保育者

本調査4の結果で明らかになった課題をもとに、自己評価項目案に修正を加えた。主な変更点は、4段階から6段階としたこと、項目の表現等をより実際の保育場面に即した内容に改めたことなどである。そしてその自己評価項目について、自己評価としての妥当性を明らかにするために、実際に保育者および施設長に自己評価を行った。対象としたのは、35の総合施設モデル事業実施施設のうち、電話での趣旨説明と依頼を受諾した24施設であった。調査時期は平成18年9月末～10月にかけてである。

①対象者の属性

対象者数は309人で、男性3.9%（12人）、女性94.5%（292人）、不明・無回答1.6%（5人）だった。所属は、幼稚園27.5%（85人）、保育園56.6%（175人）、幼・保併任11.7%（36人）、その他2.6%（8人）、不明・無回答1.6%（5人）だった。

所有資格は保育士資格・幼稚園教諭免許を併有している者が76.7%（237人）で、大半を占めていた。また、幼稚園免許のみ保持している者は6.5%（20人）、保育士資格のみ保持している者は8.7%（27人）、その他5.8%（18人）、不明・無回答2.3%（7人）であった。

保育者の経験年数は3年未満が26.5%（82人）、3～5年未満は12.3%（38人）であった。およそ40%弱の保育者は5年未満のものであった。また、5～10年未満は22.3%（69人）、10～20年未満は20.7%（64人）、20年以上は15.5%（48人）、不明・無回答は2.6%（8人）となっていた。

クラス担当の有無については、「クラス担当あり」と回答したものが76.4%（236人）おり、「クラス担当なし」は20.4%（63人）、不明・無回答は3.2%（10人）だった。クラス担当がある者のうち、主な担当クラスとしては0歳児クラス12.7%（30人）、1歳児クラス12.3%（29人）、2歳児クラス18.2%（43人）、3歳児クラス16.9%（40人）、4歳児クラス14.0%（33人）、5歳児クラス13.6%（32人）、3、4、5歳児異年齢クラス3.4%（8人）、その他2.5%（6人）、不明・無回答6.3%（15人）であった。クラス担当がない者では、フリー保育士30.2%（19人）、主任25.4%（16人）、その他6.8%（21人）、不明・無回答11.1%（7人）であった。

②結果と考察

各項目の回答のうち、「どちらかといえばあてはまる」「よくあてはまる」「かなりあてはまる」の合計の回答が95%を超えた項目は、項目1「子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している」95.1%（294人）イ、「通風、換気に配慮している」95.8%（296人）だった。項目2では、ア.「子どもが不安になった時などにいつでも応じられるようにしている」95.5%（295人）、イ.「明るく落ち着いていて生活しやすい保育室となるよう配慮している。」96.1%（297人）、オ.「庭など屋外での活動の場を確保している」96.1%（297人）だった。項目8「感染症に関して職員間で共通理解しており、発症時には保護者や子どもに適切な対応をしている。」は96.1%（297人）だった。項目16「子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。」は95.8%（296人）であり、オ.「自分を言葉で表現できなかったり、「いや」などと駄々をこねたりする子どもの気持ちをくみとろうとしている。」は95.8%（296人）、カ.「泣いたり不安になったりしている子どもに對して、放っておいたり、叱ったりするので

はなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりするようしている。」95.1%（294人）だった。項目25「入園時や年度当初には、保護者との連携の大切さに配慮して取り組んでいる。」は95.5%（295人）だった。項目28「子どもの様子や保護者からの要求、対応などについて、職員間で共通理解を図るように務めている。」は97.1%（300人）だった。項目43「園の理念や基本方針を理解している。」は97.1%（300人）だった。項目52「子どもの人権に十分配慮するとともに、互いの違いを認め、尊重する心を育てるよう配慮している。」は96.4%（298人）であり、ア.「子どもが、自分の意見を言うことができるよう配慮している。」95.1%（294人）、イ.「子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。」95.5%（295人）だった。

各項目の回答のうち、「どちらかといえばあてはまらない」「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」の合計の回答が15%を超えた項目は、項目1ではウ.「各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。」19.1%（59人）だった。項目3ではカ.「時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫をしている。」39.2%（121人）、キ.「子どもが育てた野菜などを料理して食べる機会を設けている。」15.9%（49人）だった。項目4ではイ.「様々な機会に発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。」15.9%（49人）だった。項目13ではウ.「好きな遊びが継続して取り組める場(コーナー)を用意している。」16.2%（50人）だった。項目15ではウ.「子どもがさまざまな音楽に触れ、興味や関心に応じて自分で音をつくりだしたり、楽器を楽しむことができるよう配慮している。」18.1%（56人）だった。項目34「民生・児童委員や自治会等の地域団体との連携の重要性を理解している。」は18.8%（58人）だった。項目36「園としての役割

を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを共有している。」は19.4%（60人）だった。項目38「育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていることを理解している。」は15.5%（48人）だった。項目39「小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会や職員間の話し合い、研修などの機会に積極的に参加している。」は20.7%（64人）だった。項目45「園としての自己評価・自己点検に積極的に参加している。」は15.2%（47人）だった。項目52ではオ.「子どもの権利擁護に関する研修等に積極的に参加している。」が35.3%（109人）だった。項目58「食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法について理解している。」は25.6%（79人）だった。項目59「事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。」は20.4%（63人）だった。

「該当しない」という回答が3割を超えた項目は、項目3 ケ「食事内容が幼・保等で異なる場合に子どもへの対応に配慮している。」で49.8%（154人）と約半数が「該当しない」という回答だった。項目22 「乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮している。」31.7%（98人）、ア.「授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。」42.1%（130人）イ.「離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。」40.5%（125人）、ウ.「おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。」32.7%（101人）エ.「一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間を確保している。」31.4%（97人）カ.「外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。」30.1%